

第1日目（5月27日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。ただいまから平成26年第1回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、大和病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

なお、秘書広報室長から市勢要覧編さんのため議場内の写真撮影許可願がありましたのでこれを許します。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、議席番号11番・鈴木 一君及び議席番号12番・塩谷寿雄君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本臨時会の会期については、去る5月21日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては、本臨時会の会期は、本日5月27日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月27日の1日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりいたします。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第4、第4号報告 専決処分した事件の報告について（債権の放棄について）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは第4号報告についてご説明申し上げますが、内容の説明に入る前に大変恐縮です。添付資料に一字誤謬がありましたので、申しわけございませんが、訂正をお願いしたいものでございます。5ページをお開きいただきたいと思っております。第4号報告資料でございますが、中段、(3)債権の種類 病院料金となっております。

りますが、(2)の誤りでございました。大変恐縮ですが、ここで訂正をお願いいたします。

それでは内容についてご説明申し上げます。本件は市長の専決事項の指定第5項に基づく1件50万円未満の債権放棄に係る案件でありまして、平成26年3月31日に専決処分させていただきましたので、ご報告申し上げるものでございます。めくっていただいて3ページの専決処分書をご覧いただきたいと存じます。専決処分書でございます。債権放棄させていただいたものは、水道使用料82件、103万8,253円、病院料金、ゆきぐに大和病院でございますが4件、43万9円でございます。専決処分書に記載はございませんが合計で86件、金額にいたしまして146万8,262円でございます。先ほどご覧いただいた5ページには債務履行不能理由別に債権放棄の状況が記載されておりますので、あわせてご覧いただきたいと存じます。

なお、債権別、債務者別、年度別債権放棄の状況一覧表につきましては、企画政策課で保管しております。閲覧ができますので必要に応じてご覧いただければと存じます。

それでは、債権別に処分に至る概要をご説明申し上げます。まずは水道使用料でございますが、平成17年度から平成24年度までの債権でございます。法人を含めまして実人員的には54名でございます。死亡、所在不明、無財産——これには倒産、破産、生活困窮を含むわけでございますが——の債務履行不能理由によりまして、債権回収ができなかったものでございます。消滅時効は水道料金でございますと2年でございますが、その期間は経過しておりまして、今後とも納付が見込めませんので処分をさせていただいたものでございます。

次に病院料金でございます。これについては実人員も4人でございます。債務者の死亡に係るもので、平成14年度の債権、その他は平成20年度の債権でございます。債務者の所在不明、無財産の債務履行不能理由により債権回収ができなかったものでございます。消滅時効期間は3年でございますが、その期間は経過しておりまして処分をさせていただいたものでございます。

以上の案件でございますが、いずれも徴収活動は法にのっとりた中で対応してきたところでございます。今後、当該案件に係る債務者が時効の援用についてもすることはちょっと見込めませんし、まして債務を納付することは見込めませんので、債権放棄をさせていただくものでございます。以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 所在不明についてお聞きしたいと思います。どこまで追っているのかです。ここから1回飛んで2回飛んで3回飛んでどこまで追っているかというのを、ちょっとお聞かせください。それと、同じ方で2回放棄された方がいるのかどうかということを確認したいと思います。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 まず水道使用料で所在不明ということですが、所在不明につきましては債権放棄を2回やった方も中にはいらっしゃいます。人数までは今ちょっとこ

ここに調べてはありませんが、2回目という方がいらっしゃることは事実であります。
(何事か言う者あり) 済みません、所在不明の調査でございますが、所在不明につきましては、ほとんどの方、人数が総数 54 人中 39 人が借家住まいになっております。そのうち 22 人が住基がないというような人ですので、無断でもって借家を出ていきますと、その後については調べようがないという状況になっております。それから住基がある人についても、住基上で調べます。転出それから転居先を調べまして、そちらのほうに郵便で送りますが、宛先不明ということで郵便が戻ってくるということで、それ以上ちょっと調べようがないという状況になっております。以上です。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 大和病院の分でございます。所在不明が2名ということでございますが、いずれも県外者でございます。1名は外国人の方でございます。当初入院したときの住所に督促状等を数度にわたり送付させていただきましたが、所在が確認できないということですし、1名は入院の途中で外泊をしたまま帰らないという方でございます。住所の追跡が困難という事例でございます。

それから繰り返しの未納といいますか滞納は、この中には含まれておりません。以上です。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 やはり今後の対応というものが非常に大切になってくると思います。そうなりそうな方とか、最初からそう思って病院のほうですと、懸念していろいろしていたのでしょけれどもそうなったという現状もあるので、その辺の対応をしっかりとさせていただきたいと思う。

それとやはり同じ人で2回目の放棄をして、こういう人はまた同じ手口で3回目、4回目という可能性もなきにしもあらずだと思うし、そういう方が2回できるということ自体がちょっといかなものかと思います。しっかり市として、またそうならないような対応をしていただければと思います。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 債権放棄を2回しているということでちょっと説明不足でありましたが、昨年も債権放棄をしているという方につきましては、年度が古いものを債権放棄したということですので、昨年だと平成 18 年、平成 19 年ということでその分について債権放棄をしていると。本年につきましては平成 20 年、平成 21 年で債権放棄をしているということですので、もう数年度にまたがって未納が出てくると、どうしてもやはりそういう案件というのは発生をしてしまうということになります。以上です。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1 点ちょっと今の質問とダブるところもあのですけれども、所在不明の件です。これは毎年話が出まして、借家とか住基がないとかということで、なかなか期間内に徴収ができないということ、それはやむを得ないということもあのですけれども

も、今回特に病院の関係で2件で40万円近くの債権放棄が出ています。今説明ありましたよう外国人と県外者ということで、そこまで聞けばやむを得ないということにもなるのかもしれないけれども、こういう額が大きいときは、特に外国人とか県外者であればなおさら、どういうふうなことでと、先々のことというのはやはり考えておくべきだと思うのです。どういうふうにしたら取れるか——取れるかというかちょっと言い方がおかしいかもしれませんが、きちんと正規の請求ができるかというのは、やはり危機管理というかそういうのがあってしかるべきだと思うのですが、そこら辺の考え方というのはあるのかないのか。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 高額になっている理由は、いずれも救急で来られた方でございまして、スキー外傷ですとか吐血で救急で来られて、当然救急で来られますので診療が優先して行われるということになります。

私どもとしましては、その方々のまず医療保険確認を最初に行います。医療保険の確認ができますと、例えば高額になるようだと高額療養費の請求の指導ですとかをしますし、無保険の場合は保険の加入をしていただくように、説明やそれからお願いをしているところでございます。

どうしても救急で入られ医療が最初に優先して行われるということがあって、ご指摘のように後手に回るといふところは否めないところもありますが、その後の調査等を繰り返して行いまして、医療費の回収ができるだけ速やかにできるように努力しているところでございます。以上です。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 ただいまの関連ですけれども、2つあります。1点目はこの5年間ぐらいで債権放棄は、水道料、病院料金ですけれども増加傾向になっているのか、皆さんのご努力で段々減ってきているのかというのを、ちょっと簡単でいいですので答弁願いたいです。

2つ目は、率直に、これは市民感覚ですけれども、今言ったように住基がないとか借家だということですが、例えば住民票など、市民課に行くと必ず免許証を提示だとかやって本人確認をするというルールになっているのです。そういう点で比べた場合に、わからなくなるというのが、私にしてみればわからないのですけれども、何でわからなくなるのか。一般的によく住所不定と言いますが、それは自治体としての法律上の限界があるのか。そこまでしてはならないのかというあたりを、ぜひ、どこがこう、ここまでしかできないのだと、そのために住所不定ではないけれども不明になってしまうというあたりの、自治体としての法律上のもし壁があるなら、それも教えていただきたいと、2つでありますようお願いいたします。

○議 長 副市長。

○副市長 1点目でございますけれども、平成19年だったと思うのですが、時効と

いう概念を私どもが余り持っていなかった。というのは、時効は自治法上の時効というのが5年あります。これは援用が要らない。要は時間がたってしまうと自動的に歳入も歳出も時効が発生するというふうな法律があります。

水道ですとか病院ですとかその他のものについては、民法準用ですので、時効があっても、時効が完成しても相手の援用がなければ時効が成立しないという部分があります。それを平成19年だったと思うのですけれども、もう一度きちんと精査をしまして、債権管理審査委員会をつくりましてそこから始めておりますので、総数とすると減っていると思っております。

それからもう1点は、病院などの場合は保証人を立てる。入院の場合はそういうのを恐らく徹底をしているはずでございますので、減っているということだと、1番目の質問についてはお答えいたします。

それからもう1点の法律の壁の部分であります、1つはやはり住基で追っかけるということしか私たちとしてはできません。あるいは県外に転出された場合に、人をそこにやってそこから追っかけていくというのは、非常に大きな負担もありますし、水道料の場合は2,000円、3,000円でありますから、費用対効果の問題もあります。したがって時間が経過をしましてそれを債権として5年、10年、相手の援用がないからといって会計上で置くということは、会計上の負担にもなりますので、適宜理由がつくものについては放棄をさせていただきたいということで、毎年6月ごろに放棄をお願いできるものについては、議会の承認をいただいているということにしております。以上でございます。

○議長 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 副市長が言われたとおり、住基でしか追っかけられないという、その法律をちょっと民法上というかその辺を教えていただければと思います。

○議長 長 副市長。

○副市長 1つは、住民基本台帳、これは登録をしなければならないということになっておりますので、市民の方については住民基本台帳で市町村に登録をする。それを隣の市町村に移った場合は、うちのほうから転出証明を持って行って相手先で14日以内に出すわけです。そうするとそこで住所はつながるわけです。向こう様のほうから私どものほうに、住所がそこへ行きましたよというのが返ってきますので、それはわかります。その方が仮に住所登録をしなければその先はわからないということになりますので、所管の法律とすると住民台帳法ということですか。（何事か言うものあり）はい。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で第4号報告 専決処分した事件の報告について（債権の放棄について）を終わります。

○議 長 日程第5号、第5号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 おはようございます。それでは第5号報告 専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。このたび3月31日付で市税条例の改正2件を専決処分とさせていただきました。2件に分けた理由といたしまして、5号報告分につきましては、主に平成25年度税制改正大綱に基づく内容となっております。6号報告は、平成26年度税制改正に基づく内容となっております。平成25年度税制改正の一部につきまして、施行日が平成27年12月31日以前の部分についての市税条例の改正は1年前に行っていますが、平成28年1月1日以降の施行となる部分については、政省令の改正、それに基づく国、県の条例令の提示が遅れていたものであります。

それでは、第5号報告の内容ですが、平成25年3月30日に公布された地方税法の一部を改正する法律並びにそれに係る関係政令及び省令が改正されたこと等に伴い、南魚沼市税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分いたしました。地方自治法第179条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものです。改正内容は複雑なことから、資料その2として報告書の最終29ページに添付した条例の概要により説明しますので、そちらをご覧ください。また、資料その1として9ページから新旧対照表をつけておきましたので、必要に応じてご覧いただければと思います。

それでは、1番目といたしまして、第36条の2第1項、年金所得者の納税の便宜及び市における徴収事務の効率化の観点から改正を行うものです。現在1月1日以降に市外に転出された場合、年金からの特別徴収を継続することができませんが、これを可能とするため第1号を削除するものです。

2番目、第36条の5第1項、年金からの特別徴収は、年6回の支給月に行っております。前半3回の4、6、8月は仮徴収額として前年度の10、12、2月の本徴収額の3分の1を徴収していますが、この仮徴収の額を前年度分の年税額の2分の1とすることで、毎回の徴収額を平準化しようとするものです。

3番目、附則第6条の4、これについては後ほど説明します附則第18条の2の2が新設されたことにあわせて引用条項を追加するものです。

4番、附則第15条の3、「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、国債、地方債、公募公社債などの特定公社債の利子が、対象に追加されたことに伴う所要の規定を整備するものです。

5番目、附則第18条及び18条の2、地方税法附則の改正により株式等に係る譲渡所得が、一般株式等の譲渡所得と上場株式等の譲渡所得に区分され整理されました。これに伴い、18条では一般株式等に係る所得の分離課税の特例を、18条の2では上場株式等に係る所得の分離課税の特例について整備したものです。

6番目、現行の附則第18条の2から第18条の2の6及び第18条の3の2は、単に賦課

標準の計算方法等の細目を定めるものであることから、国の条例令において削除されたことを踏まえ市税条例から削除するものです。第 18 条の 4 は条項のみですのでこれを削除するものです。

7 番、現行の附則第 18 条の 5 は 18 条の 4 に繰り上げした上で、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う所要の規定の整備です。

8 番、現行の附則第 18 条の 6 についても、単に課税標準の計算の細目を定めるものであり削除いたしました。

9 番、現行の附則第 18 条の 7 は、第 18 条の 6 に繰り上げするものです。

10 番、附則第 19 条の 2、法附則の一部改正に伴う法附則第 41 条の項ずれにより規定を整備するものです。

報告書の 7 ページをお開きください。本条例の附則としまして、第 1 条施行期日については平成 28 年 1 月 1 日施行です。ただし、公的年金からの特別徴収等関係につきましては、平成 28 年 10 月 1 日、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例等については平成 29 年 1 月 1 日施行になります。

第 2 条第 1 項は、割引債の償還差益、第 2 項は公的年金からの特別徴収等、第 3 項は上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置を定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 5 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 5 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第 6、第 6 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長　それでは第6号報告　専決処分した南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。先ほどの第5号報告でも説明させていただきましたとおり、主な内容としましては、平成26年度税制改革大綱に基づき平成26年3月20日成立した地方税法の一部を改正する法律に伴う改正のうち、施行期日が平成26年4月1日であるもの及び地方税法等で規定があるものの条例でも定めることが適当なものについて改正する内容となっています。

また、3月定例会で改正されました南魚沼市手数料徴収条例との整合を図るため、税条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものです。

先ほども説明しましたとおり、地方税法改正はあったものの施行期日がまだ将来であり市で税率等を定めることができるものにつきましては、6月定例会に提出する予定としておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

それでは改正内容の説明をさせていただきますが、資料として報告書の39ページから資料その2ということで改正条例概要を添付させていただきましたので、そちらで説明させていただきます。必要に応じて13ページから資料その1新旧対照表を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。改正条例概要のそれぞれの項目に本条例附則第1条の施行期日も入れてありますので、あわせてご確認をお願いいたします。

それでは1番といたしまして第9条の2、こちらにつきましては納税証明書の交付手数料について市手数料徴収条例に指定をしたことにより改正をするものです。

2番、第12条　法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定を整備するものです。

3番、第21条第5項、地方税法第23条第1項の項ずれにより規定を整備するものです。

4、第37条、法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されることに伴う所要の規定を整備するものです。

5番、第39条第1項第6号、収益事業を行う特定非営利活動法人については、市民税の減免から除外することを明確化するものです。

6番、第40条第1項、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されることに伴う所要の規定の整備です。

7番、第42条第1項、独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止に伴い該当資産がなくなったことから第4号を削除したものです。

8番、第45条それから第47条、認定こども園、小規模保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業の用に供する固定資産について非課税措置が講じられたことから、法第348条第2項に号ずれが生じたので整備するものです。

9番、第61条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料については、市手数料徴収条例に規定したことにより改正するものです。

40ページをお願いいたします。10、第71条、軽自動車税においても市民税、固定資産

税と同様に、特別な事情のある場合においては異なる納期を定めることができるように改正するものです。

11、附則第3条の2、租税特別措置法の改正に伴い公益法人等に係る市民税の課税の特例に関する規定を整備するものです。

12、附則第5条、第5条の2、第5条の3、単に課税標準の計算の方法や手順を定めるものであることから、国の条例令において削除されたことを踏まえ、市税条例から削除するものです。

13、附則第7条第1項、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例（当該事業所得に係る市民税の所得割の額の免除）についてですが、こちらについて適用期限を3年間延長するものです。

14、附則第9条の2、法附則第15条、固定資産税等の課税表示の特例を定めておりますが、いわゆる「わがまち特例」と言われているものです。法が定める範囲で市町村が独自に条例で定めることができます。法の改正で公害防止用施設、フロンを使わない施設が対象施設として追加されました。それぞれ国の参酌基準に合わせ課税標準に乗ずる率を定めたものです。

15、附則第9条の3、第1項から第8項は新築住宅等に対する固定資産税の減額措置が2年間延長されたことに伴い減額を受けようとするものが行わなければならない申告について規定したものです。

第9項は耐震改修を行った病院や旅館等について一定の要件を満たした場合に2年間当該家屋に係る固定資産税額の2分の1を減額する制度が創設されたことに伴い、その適用を受けようとするものが行わなければならない申告について規定したものです。

16、附則第16条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長することの改正です。

17、附則第18条第1項及び第18条の2第2項、引用条項を明確にするため国の条例令が改正されたことによる規定の整備です。

18、附則第18条の2の2第2項、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例についての法律改正に伴う所要の規定の整備です。

41 ページをお願いいたします。19、附則第19条、移行一般社団法人等に係る固定資産税の非課税措置について、各種社会福祉施設以外に対するものについて廃止する規定の整備です。

20、附則第29条の2、法附則第41条の項ずれを整備するものです。

21、附則第20条、第20条の2、第21条、東日本大震災に係る特例関係については条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除いて、条例には規定しないことにするという国の条例令の考え方を踏まえ削除するものです。

22、現行附則第22条、第23条については、附則第20条、21条に繰り上げするものです。

報告書の10ページ最下段から11ページをお願いいたします。本条例の附則としまして、第1条施行期日については、先ほどの説明の資料その2の中でそれぞれの項目について記載をしておきましたので、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。第2条につきましては、市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に対する経過措置を定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと確認をさせていただきたいのです。例えば13ページにありますけれども第9条の2のところの関連です。納税証明書の交付手数料については別表第1によるということになっていきますけれども、私が再確認をしないでちょっと質問しているので大変申しわけないのですが、3月の税条例改正の中ですか、その中で別表の改正をしたのですでしたか。そのこのところ、現行を今インターネット等で見られる例規集の中の第1表の中には、納税証明書の手数料というのが明確にはなっていないで、3月に別表の部分が直してあればそういう条例整備の必要はないのでしょうかけれども、もし、3月時点というか過去にそういうふうになっていなかったら、別表の部分も直さなければならないのではないかという気がするのですが、その辺の考え方をお願いします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 ただいまのご質問に対してお答えします。市のホームページですが、12月、ちょっと日にちは忘れましたがその時点のものということで、3月議会の改正等は反映されておりませんのでよろしくお願ひしたいかと思ひます。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 2点お願いいたします。39ページの5番目です。特定非営利活動法人の減免対象除外することの明確化と書いてありますが、明確でなかった部分があったのでしょうか。また、それに伴う不都合があったのかどうか——明確化に伴うですね。関連してですが、今これに該当する法人は市内にどのくらい今あるのか聞かせてください。

40ページの15番目ですが、新築住宅に対する固定資産税の減免の2年延長ということは、そうすると5年になるということでしょうか。そして、それはここで大分新築も消費税アップでかなりあったわけでしょうけれども、いつからの適用になるのでしょうか。さかのぼりがあるのかどうか、それにもついて聞かせてください。

○議 長 税務課長。

○税務課長 まず1点目の特定非営利法人の関係でございますが、より明確にするために今回追加したような状況になっております。今までに問題があったわけではございません。他市の条例等も参考にしながら、より明確にするために今回の語句を追加したような状況でございます。

それから2つ目の法人の数につきましては、ちょっと手元に資料がございませんので後ほどお答えをさせていただきたいかと思ひます。

それから新築住宅の関係でございますが、この政策といいますか事業につきましては、毎年といいますか2年に1回国の法改正の中で、時限的にずっと行っているということになっておりますので、今の状況が続けばまた2年後に国の法改正が行われるという制度になっております。以上で終わります。

○議 長 ほかにありませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第6号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第6号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第7、第7号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第7号報告 専決処分した南魚沼市都市計画税条例の一部改正についてご説明申し上げます。平成26年3月20日成立した地方税法の一部を改正する法律に基づき、南魚沼市都市計画税条例の一部を改正する条例を3月3日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めます。

報告書の7ページに添付してあります新旧対照表をご覧ください。現行条例附則第15項で引用している固定資産税等の課税標準の特例を定めております地方税法附則第15条がこのたび改正になったことから項ずれを生じたので、新旧対照表のとおり都市計画税条例を改正したものです。

1枚戻っていただいて5ページをお願いいたします。本条例の附則としまして施行期日につきましては、平成26年4月1日です。2項は経過措置を定めたものです。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。15番・中沢一博君。

○中沢一博君 この部分で聞いていいのか悪いのかはわかりませんが、この機会にぜひお聞かせいただきたいと思います。税のこの部分で、再三、再四各同僚議員からもいろいろ話が出ておりますけれども、都市計画税について市長にもう一度確認をしたいと思っております。それはやはり都市計画税というのは、ご承知のとおり総合的まちづくり

を目的として、私どもの税を財源確保ということで行なったわけでございますけれども、実際に今、都市計画税を払っているところと払っていない部分があるわけでございます。この部分に関して支払っていないところだからといって、執行的に差が出ているのかどうか、そういう部分をまずお聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 差が出ている、いないというのは、ご承知のように都市計画税は、いわゆる用途地域内に指定をされた土地からいただいているわけでありまして。ですので、差がついているか否かというのは、以前には差がついておりました。いわゆる市街地内等については都市計画公園、児童公園とかあるいは下水道、こういう部分については優先的に都市計画事業として実施をされたわけでありまして。現在も差がついているか否かはわかりませんが、この区域に含まれている分については、農地転用等は要らないわけでありまして。農地転用は要るにしても、いわゆる農振法から除外されているわけですので、そういう有利な面はございます。

そして事業が以前に実施をされておりますので、そういう恩恵は早くからあったと。ただ、今現在は下水道についても農集とかいろいろの事業が出てまいりまして、特に特段の差はない。ただあるのは土地の転用といいますか売買については、非常に有利だということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 市長のおっしゃるとおりでございます。都市計画税は目的税でございますので、そういう面では色がついているわけでもございませぬ。けれども、市長も答弁されておりますが、合併して10年という部分のこのときに、やはり私は税の公平さということ考えたときに、今、都市計画税で6,175万円ぐらいでしたでしょうかの予算を計上されておりますけれども、この部分に対して全体でどうしていこうか、本当にもう考えていかなければいけない。市長もいつごろまでにしようという部分を前に述べていただいたことがございますけれども、それについてもう一度市民に対して、皆さんが本当に税ということに関しては思っているわけでありまして、その部分をもう一度市長から答弁いただきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 そういう議論を受けて、できれば都市計画税というものを廃止していきたいという思いは持っております。ただ、財政的な問題もありましておとしですか、これを半額に減免をさせていただいたわけでありまして。後の半額分について、今ここで平成何年に全部廃止をするということはちょっと明言できませんが、財政状況等を見ながらなるべく早く廃止に踏み切りたいという考えは今でも持っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 私は市民の皆さんは、本当に今財政の部分で私たちにできることはしたいという思いのある方が多いと思っております。その中でやはり税というものは少し公平に近づ

けなければいけない、そういうことを考えたときに方向性ということをして、今部分であるならば、では全体でどうしようとするか、そういう部分も論議を進めていただきたいと思いますということを要望して終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第7号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市都市計画税条例の一部改正について）は、提出とおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第7号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 日程第8、第8号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第8号報告についてご説明申し上げます。本条例本則は第1条と第2条で構成されています。第1条は先にご承認をいただきました報告第5号と同じく、平成25年度税制改正大綱に基づく内容です。平成28年1月1日の施行となるものであり、政省令の改正、それに伴う国県の条例令の提示が遅れていたものであります。第2条は平成26年度税制改正大綱の内容で、平成26年3月20日成立した地方税法の一部を改正する法律に基づき改正するものです。平成26年4月1日から施行することが必要であることから3月31日付で専決処分したもので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものです。

9ページからの新旧対照表をご覧ください。第1条関係は、国保条例附則の改正です。附則第10項は、上場株式等に係る配当所得に特定公社債の利子が追加されたことに伴い所要の規定を整備いたしました。

第13項、めくっていただいて10ページ、第14項は、株式等譲渡に係る国民健康保険税の課税の特例ですが、株式等が一般株式等と上場株式等に分離されたことに伴い、13項は一般株式等についての特例を、第14項は上場株式等に係る特例の適用を規定したものです。

表の右側の現行の第15項、次のページ11ページの第16項及び第18項は、単に課税標準の計算の方法を定めたものであり、国の条例令において削除されましたので市条例でも削除するものです。表の左側、新附則第15項は、現行第17項を繰り上げるものです。表

の右側、現行第 19 及び第 20 項は、第 16、17 項に繰り上げます。

次のページ 12 ページをお願いいたします。右側現行第 21 項を 18 項に繰り上げた上で、法律等の改正に合わせ所要の整備を行いました。現行第 22 項は国の条例令から削除されました。

13 ページからは改正条例の第 2 条関係です。国保条例第 3 条の改正は、課税限度額の引き上げです。第 3 項は後期高齢者支援金等、課税限度額を現行 14 万円から 16 万円に、第 4 項は介護納付金課税限度額を現行 12 万円から 14 万円に、それぞれ 2 万円引き上げるものです。第 10 の 6 は、地方税法施行規則の改正に伴う条ずれを整備したものでございます。

次の 14 ページをお願いいたします。第 11 条は低所得者に対する国民健康保険税額の減額規定です。5 割軽減、2 割軽減を受けることができる世帯の所得額の判定額の上限を拡大するものです。第 2 号は 5 割軽減判定所得の拡大です。現行では納税義務者、世帯主になりますが、これを世帯所得者の数に今までは含めておりませんでした。これを数に含めることで判定所得の範囲が現行より 24 万 5,000 円拡大するものです。第 3 号は 2 割軽減判定所得の拡大です。現行では各世帯ごとに 33 万円に世帯員 1 人当たり 35 万円を加算した額を上限としていたものを、1 人当たりの金額を 10 万円増額し 45 万円とするものです。

報告書の 6 ページ下段の附則をお願いいたします。本条例の附則としまして、第 1 項施行期日について、第 1 条関係については平成 29 年 1 月 1 日からの施行、第 2 条関係については平成 26 年 4 月 1 日に施行しております。第 2 項は第 1 条に係る経過措置、第 3 項は第 2 条に係る経過措置を定めたものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第 8 号報告 専決処分した事件の承認について（南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正について）は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 8 号報告は提出のとおり承認することに決定しました。

○議 長 ここで先ほど議席番号 17 番・中沢俊一君に対し保留していた答弁について、税務課長から発言を求められておりますのでこれを許します。税務課長。

○税務課長 先ほど中沢議員さんからのご質問の関係ですが、資料の 6 号報告の 15 ページになりますが、特定非営利活動促進法に基づく市内に主たる事業所を有する団体の数ですが、15 団体ということです。以上です。

○議 長 日程第 9、第 9 号報告 専決処分した事件の承認について（平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 6 号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 9 号報告につきましてご説明を申し上げます。歳入歳出ともに議決をいただいております予算額と、最終執行確定額あるいは予定額に差異の生じる見込みの項目について、平成 25 年度の最終補正として整理をさせていただいたものであります。

主な項目といたしまして、歳出では職員共済費及び臨時職員賃金の精査により職員費を 1,200 万円減額いたしました。保健衛生費では妊婦・乳幼児健康診査委託料につきまして、妊婦健診、幼児健診ともに受診率は前年並みとなりましたが、当初予定数を下回ったことによりまして 650 万円を、子宮頸がんワクチンについて厚生労働省の通知により積極的な接種勧奨を控えたことによりまして、予防接種事業費 3,600 万円を減額いたしました。農業振興費では、決算見込みにより農地集積協力金を 1,870 万円減額いたしました。道路橋りょう除雪事業費では、除雪等業務委託料及び消雪電気料の決算見込み額に、不足する額として合計で 1 億 3,890 万円を追加計上させていただきました。

歳入では譲与税及び各種交付金の確定によりまして、自動車重量譲与税や地方消費税交付金は減額となりましたが、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、自動車取得税交付金の大幅な増加によりまして差し引き増額となりました。地方交付税につきましては、普通交付税調整分の追加交付と特別交付税の額の確定によりまして、2 億 6,394 万円を追加計上いたしました。また、戸別所得補償経営安定推進事業県補助金につきましては、先ほど触れましたが農地集積協力金の確定によりまして 1,870 万円を減額いたしました。

結果といたしまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、財政調整基金繰入金の全額 8,792 万円を減額し、平成 26 年度当初予算で計画額を計上できなかった合併振興基金繰替運用分の繰戻金の一部として 1 億円を前倒しし追加計上するとともに、公債費の償還財源として減債基金に 8,650 万円の積立金を計上したところであります。

以上によりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ 2 億 1,319 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 331 億 4,309 万 4,000 円としたものであります。詳細につきまして総務部長に説明させますので、ご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは第 9 号報告の内容についてご説明申し上げます。9 号報告 3 ページをまずお開きいただきたいと思っております。専決処分書でございます。市長がただいま申し上げましたが、平成 25 年度一般会計の最終補正でございます。それぞれ確定見込みにより歳入歳

出予算の補正を3月28日付で専決処分させていただきました。

それでは12、13ページの歳入事項別明細書をお開きください。2の歳入からご説明申し上げます。まず、第2款第1項地方揮発油譲与税から最下段の第6款地方消費税交付金及び次のページになります14、15ページの第7款自動車取得税交付金につきましては、それぞれ決算見込みによる補正でございます。

14、15ページの2段目、第9款地方交付税でございますが、市長が提案理由で申し上げたところでございます。予算減額に対しまして決定額の増分についての補正でございます。説明欄に記載がありますように普通交付税で1,083万円ほど、特別交付税では3月の交付分確定によりまして、2億5,311万円ほどの補正でございます。その下段、第10款交通安全対策特別交付金でございますが、11款1項2目土木費分担金、主要消雪施設電気料に係る融雪施設の維持費分担金は、ともに決算見込みによる増減でございます。

次の第14款1項1目民生費県負担金でございます。これにつきましては平成24年の冬の豪雪災害によって負傷いたしまして障がいを負った方1名に対するものでございまして、説明欄に県の負担金の名称をそれに対応する正しいものに変えさせていただくものでございます。「弔慰金」というのは死亡事故があった場合のものでございまして、今回はけがで障がいを負った方ということで「見舞金」とさせていただきますものでございます。最下段の第14款2項1目総務費県補助金では、路線バス運行事業費、県補助路線の補助金決算見込み減によりまして、記載の県補助金2分の1相当額でございますが、50万円の減額でございます。

めくっていただきます。16、17ページをお願いいたします。2項県補助金の続きでございます。5目の農林水産業費県補助金では市長の提案理由説明のとおりでございまして、1目の農業費県補助金で農地集積協力金の決算見込みによる減に伴いまして、それに伴う説明欄記載の県補助金1,870万円の減額でございます。次の3項5目土木費委託金は決算見込みによる増額でございます。

中ほどになります15款1項財産運用収入2目利子及び配当金でございます。1節の利子及び配当金では、説明欄記載の基金の利子の確定によります増減の補正でございまして、国際交流及び文化・スポーツ基金利子につきましては、債権の売却に係る利子分125万円ほどの減額でございます。2節国債等売却差益は、ただいま申し上げましたが国際交流及び文化・スポーツ基金及びふるさと基金の運用に係る債権の売却差益でございます。国際交流のほうでは319万円ほど、ふるさと基金のほうでは1,029万円ほどでございまして、計1,348万円余りの計上でございます。

次の段になります17款2項基金繰入金でございます。1目財政調整基金の部分では、市長が提案理由の説明で申し上げたとおりでございまして、4目棚村基金の繰り入れにつきましては、運用事業費が確定いたしまして繰り戻す部分75万円でございます。

最下段19款5項雑入でございますが、3節の衛生雑入で説明欄記載の収入の増額に対応する補正でございます。

めくっていただきます。18、19ページ、3の歳出になります。第2款第1項総務管理費で

は1目一般管理費、3目電算事業費で説明欄に記載の丸の経費、事業費で市長が提案理由でも申し上げましたが、決算見込みそれからそれに向かう精査によります減額補正でございます。次の4目車両集中管理費では、説明欄の丸、車両管理一般経費で修繕料、次の丸、車両運行経費では燃料費の不足分の計上でございます。6目の財産管理費、説明欄丸の庁舎管理費で燃料費、これは灯油でございますが、及び電気料の単価が上がりまして、それに伴う不足額の補正でございます。次の丸、基金費でございます。これも市長が提案理由説明で申し上げましたところでございますが、減債基金へ8,650万円、それから歳入のところでは申し上げた利子収入の財調基金計上及び合併振興基金への繰替運用分積立1億円でございまして、計1億9,017万円の増額補正でございます。

9目バス運行対策費でございます。説明欄の丸、路線バス運行事業費490万円の減額でございます。事業者の努力によりまして、歳入でも申し上げたところでございますが、県補助分も合わせ補助が不用となった部分の減額でございます。次の2つの丸、市民バス運行事業費100万円、通学バス運行事業費440万円の減額は、決算見込みによる減額でございます。

めくっていただきます。20、21ページをお願いいたします。3款1項社会福祉費2目の心身障がい福祉費、説明欄の丸、心身障がい福祉一般経費で、平成24年度の障がい児施設措置費国県負担金の精算返還金でございます。国分が52万円、県26万円、合わせて78万円余りを計上させていただいております。次の丸、心身障がい者施設負担金事業費は、桐鈴会ケアホームおひさまの施設整備補助金、市単独分に係るものでございますが、確定による減額でございます。次の2項児童福祉費は、子ども・妊産婦医療費助成事業、これも市単独分の決算見込みによる減額300万円でございます。

次の4款1項保健衛生費では、市長が提案理由で申し上げたところの減額の補正でございます。22、23ページをお願いいたします。4款3項清掃費でございます。歳入の部分、衛生雑入で申し上げました不燃ごみ有償物売払収入が増ということで補正させていただきましたが、それに伴う財源内訳の補正でございます。

次の6款農林水産業費でも決算見込みによる減額でございますが、1項農業費2目農業振興費では、鳥獣被害防止対策協議会補助金で102万円ほどの減、農地集積協力金では先ほど来申し上げてございますものと同様、1,870万円の減額補正でございます。4目の農地費でございますが、農地・水保全管理支払事業の確定によりまして、支払交付金の減額補正でございます。2項1目林業振興費につきましても、説明欄に記載の各事業の事業費確定による補助金の減額でございます。

最下段になります8款2項2目道路橋りょう維持管理費は、歳入で申し上げました交通安全対策特別交付金の減額に伴いまして、財源内訳を構成させていただくものでございます。

24、25ページをお願いいたします。道路橋りょう費の続きでございます。3目の道路橋りょう除雪事業費では、これも市長が提案理由で申し上げました除雪委託、消融雪の電気料の増額補正でございます。4項都市計画費では流雪溝の管理運営費で電気料の不足分を計上させていただいたものでございます。

10 款教育費でございます。1 項 1 目教育委員会費で歳入、利子配当金で申し上げました国際交流及び文化・スポーツ基金におけます債権売却における積立金の増額補正でございます。次の 2 項小学校費は説明欄に記載の各援助事業の決算見込みでございます。

めくっていただきまして 26、27 ページをお願いいたします。10 款 3 項 2 目中学校整備費でございますが、統合中学校建設に係る基本設計委託をコンペ方式で実施したことによりまして、減額補正をさせていただくものでございます。次の 6 項社会教育費では 1 目社会教育総務費で棚村基金の利子収入の積み立てでございます。

その下段、11 款 1 項 1 目農林水産施設災害復旧費、単独分でございますが、これにつきましては昨年、平成 25 年の台風 18 号で石打地内の関山大堰が被災しております。その災害復旧に係ります冬季生活用水確保のための仮設ポンプの電気料が確定したことによりまして減額させていただくものでございます。次の 3 項新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費では、1 目の説明欄、豪雨災害農林施設応急復旧費に記載の各品目による事業費が確定いたしましたので、減額させていただいたものでございます。2 目は豪雨災害の公共施設復旧費でございますが、県土地改良連合会への事業計画変更、設計変更業務委託について件数が確定いたしまして、結果として減額補正をさせていただくものでございます。

3 ページに戻っていただきまして、専決処分書でございますが、今ほどご説明申し上げました内容によりまして、歳入歳出それぞれ 2 億 1,319 万円 9,000 円を追加いたしまして、補正後の歳入歳出予算額を 331 億 4,309 万 4,000 円とさせていただくものでございます。

雑駁になりまして恐縮でございます。以上で第 9 号報告の説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 1 点だけお願いいたします。全体に減額が行き届いておりまして、ただ 1 か所だけ 24 ページなるわけでしょうか、道路橋りょう除雪費。ことしの場合はかなりはっきりした雪の降り方で、量からいっても、それからだらだらと降る形でもなかった。私どもにしてみれば、市民の声を生かすためにはしっかりした除雪体制をとってもらわなければならないわけですが、それにしても当初予算の 5 割、7 割余計にかかっているわけでありまして。どういう工夫をしながらやられているのか、また、そういう効果をどういうふうに把握しているのか、まず見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 ご承知かと思えますけれども、当該年度からだと思えますが、春の押し戻しこれを新年度予算で全部対応しております。ですので、平成 24 年度の雪ですけれども、平成 25 年度の当初予算でいわゆる苗代とかああいうところの排雪、これがもう平成 25 年度予算を最初に食ってしまいます。1 億数千万円ですか、これを食っているのです。ですので、今度は平成 26 年もまたそうなるわけですね。当初からその分を予想して予算計上をしていけばいいではないかという話もありますが、これはちょっとある程度推移を見た中で、いずれ当初予算ということになるわけでしょうけれども、ですので、今度は平成 26 年決算も確かそういう形になっていくと思うのです。平成 26 年度予算としてもう平成 25 年の冬の雪片

づけをこれもやはり1億円超かかっておりますので、そういう組み合わせでこういう形になったということをご理解いただきたいと思います。それから後になってたら降ったという部分も若干ありますけれども、そこが一番の原因ですのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2点お願いします。まず19ページ、通学バス等運行事業費ですけれども、六日町地域は多分当初予算960万円ぐらいが上がっていたのですけれども、これは総合支援学校の関係が平成25年度から増えたのでそういうふうになっているのですが、ここで来てまた300万円減額となっているのです。その辺は総合支援学校の通学バスが予想より少なかった、もしくは保護者の方がした、もしくはこれによらないドアツウドアとかそういう対応が多かったのか、その辺の状況をちょっとお知らせいただきたい。

もう1点が23ページ、鳥獣被害防止対策協議会補助金ですけれども、きのうも船ヶ沢地区のサル・クマの対策をテレビでやっていました。地域の方々が少しずつやれば大変効果あるのだなということを見ながら実感したわけです。当初予算と補正をあわせて110万円だか120万円ぐらいあったのですけれども、このうちの102万円を減額しているということで残りが多分17万円ぐらいしかないのですが、当初からどのような協議会への補助金の——今さらですが——予定をされていて、そしてそれがかなわないでこれほどの減額になったのかということ、もうちょっと効果的な予算執行ができなかったのかということを確認させていただきたいと思います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 ご質問の通学バスの件ですが、仰せのとおり総合支援学校の通学バスにつきまして、業務委託を入札したという関係で請負差額が出たということでございます。以上です。

○議長 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2点目の鳥獣被害の関係でございますけれども、これにつきましては国からの協議会への補助の決定が非常に遅れる。現場のほうは動いていますので、市のほうから予算の流充用をしまして、事業は市の協議会に対する補助金を先のほうでやっておったのです。それで、実質的には予定どおりの協議会のほうへの予算は一緒に執行は同じだったのですが、国の決定が遅くなったということでその分予算上は既に執行した部分がございますので、今回ここで減額をさせてもらった。歳入のほうは国からの補助のほうは一緒になっておりますので、そういう事情があって今回補正減という形になりました。以上です。

○議長 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 16ページ、17ページの財産収入についてお伺いします。まず、財政調整基金利子で366万円増額補正でありますけれども、ちょっと中身を教えてください。

それからその下の国債等売却差益、国債運用してあったわけですが、その中での売却差益となると、利息分が当然あたるのであろうけれども、それにしても1,348万円と大変

高額であります。この中身をちょっとお知らせ願いたい。

○議 長 会計管理者。

○会計管理者 ただいまのご質問につきまして回答させていただきます。財政調整基金の利子につきましては、長期債の利息が入っております、これが2件ほど、1億4,500万円と1億円の長期債を運用しております、その基金の運用利子ということで、今回予算よりも増えた部分をここで計上させてもらっております。それが366万9,000円になっております。

それから、債権売却につきましては、1件、国際交流及び文化・スポーツ基金につきましては、昨年の当初予算の段階で運用基金の取り崩し事業目的がありましたもので、そうしますと1億円を割る可能性があるということが出てきました。いずれかの段階で債券運用をしておりました1億円につきまして、売却ないしほかのものに差しかえる必要があったのですが、昨年の4月以降、日銀の異次元ともいわれる金融緩和がございまして、一時期4月4日、5日のころ、史上最低10年国債で0.34を下回るような異常な状況がございました。そのときに異常な国債の、利率は下がったのですが、単価が非常にアップしたそのときを見計らって、売却をしたらどうだということでご提案をさせていただきます、所管していただいています教育委員会のほうからの同意を得ながら、市長の決意を得て売却したものが国際交流として売却差益として319万円5,000円ございます。

そのほか持っている中でいろいろな債権あるわけですが、全体の見直しの中で長期債と今後の運用リスク——長く持っていることによって売却するときに売れるかどうかといういろいろなリスクがございまして、そういったことを踏まえた中でいろいろ考えまして、今後アベノミクス経済が順当に成長戦略に乗ってきたときに、現在の金利は0.6ないし0.58とかそういった長金利になっていますけれども、これが1年後、2年後に物価が2%程度の上昇を経常的に見込めるような状況になったときに、今現在の金利は、非常にこの0.6という部分はあり得ない状況が出てくるわけです。そういった中で売却できるものは売却したということで、その部分で1,029万2,000円の差額が発生したものを、ここで今、計上させてもらったということでございます。

ただ、今後につきましては、非常に経済情勢、金利動向を見た中で、長期の運用が今現状の債権を購入というタイミングではないということで、県内のいずれの市町村でも対応を苦慮してございまして、長期運用ということを非常にここ一、二年は避けている。金利の動向を見ながら将来的な安定した収入を目指していきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 長期債のほうの利率の低さですね。買ったときの値段に比べてこれから上がるであろうというところで、非常に運用が難しいというのは聞いておりました。その中でも1,346万円という巨額な部分の差益、あんまり益という部分ではないかと思うのですが、それでも計上できたということは頑張っていらっしゃるなという思いでありました。

終わります。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 先ほどの 17 番議員と関係して質問させていただきます。道路除雪等の機械融雪です。これは先ほど市長からの答弁がありました。春除雪に対して 1 億幾らの、年々これが繰り越しでいくと。これをどこかでひとつかなり厳しく——厳しくと言っては悪いけれども、どこかできちんと対応していかないと、いつになっても機械除雪というものは段々増えると私は思うのです。特に春の除雪のときに、何でこんなに誘導員を大勢使って機械をどんどんとユンボを使って、そこまでしなければならぬかという場所は、もう至るところに私も見る限りよくあると思います。これは皆さん方もそう思っていると思いますよ。そういった除雪に対しての対応というものは、どういう指示でそういうふうにするのか。ちょっとそこら辺を、本当は私は担当の委員会でありますのでそこで聞けばいいのですが、せっかくでありますのでここで聞かせていただきたいと思いますが、ひとつ聞かせてください。

○議 長 建設部長。

○建設部長 春先除雪につきましては、原則とすれば攪拌をしておりますが、条件が悪いところ、特に 1 か所にたくさんの雪を押しさせていたるところにつきましては、搬出を近年させていただいております。特に六日町地区のほうが多いわけですが、いつもシーズン前には例年どおり協力をいただくということにはなっておりますが、場合によってはことしから入れていただきたくないということで赤旗を立てていただく方もいらっしゃいます。そのようなことから、押す場所を確保するのがまず第一、冬期間の交通除雪、交通の確保につながるものですから、極力地権者の方からの協力が得られる形で私ども搬出をさせていただいております。搬出場所につきましては、担当者が除雪組合の方と現場を確認して出すべきところと、ここは攪拌で済まそうということを確認しながら実施はさせていただいております。以上です。

○議 長 23 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 建設部長の言うのはわかります。しかし、一般の市民から見て、除雪はきちんとやっていただきたい。そのためにはやはりある程度はどうしても押さなければ、出さなければ、当然道路確保や生活の確保はできない。それはもう毎年そういう中で協力していただきたいと、私たちの地域にもちゃんと区長さんを通してきます。当然、皆さん方が地域で協力しなければ除雪なんてしたくてもできない、それを春になってもう少し我慢をすれば雪が消えるがなど。本当に春に使う除雪経費というものは、すごいお金だと私は思います。誘導員が何人も出て、そしてバックホウを使って、ダンプを使ってですから、もうちょっと我慢をして、どうしても出さなければならぬ場所はそれは当然出さなければいけないと思うけれども、もう少し我慢するところは我慢したほうがいいのではないですか、というところがあれば、相当な金額が削減される気がするのです。ただただ、「これはだめだ」と言われれば、「はい、わかりました」では、何かそのような感じがするのですが、もうちょっときちんとした春除雪の対応はやっていくべきだと、そのように私は思います。そこら辺を市長は

どう思っていますか。

○議 長 市長。

○市 長 おっしゃることはよくわかりますが、今ほど部長がちょっと触れましたように、今まで押し込んでいたところも、近年ここには持ち込んでもらってはだめだとそういう部分も出てまいりまして、当然ですけれども押し込むときにその方の了解を得ながらやっているわけでありまして。それを春になってもうちょっと待っていれば消えるのにと、その消える部分は、確実に何日までに消えるということが本当に特定できれば、もうちょっと待ってくださいということも言えるかも知れません。ですが、他の田んぼはみんな消え始めている、そこには山になっているということになりますと、心情として——気持ちは我々も同じですけれども、それをではやらなかったということになりますと、翌年から除雪ができないとそういう状況がございます。極力経費の節減には努めますけれども、これを全てゼロにしろということとはでき得ないことでありまして、そこはひとつご理解いただきたいと思っております。

ですので、みんなが協力しろという。結局、そこに該当しない人はそういうことを言います。ところが、田んぼのところへどんどん出してもらおう人にとっては、とてもではないが大事だと。ですので、その辺は気持ちがどういうふうに動くかは別にいたしまして、行政としてやはり対応しなければならぬという部分だと思っておりますので、極力節減には努めますけれども、現状はご理解いただきたいと思っております。

○議 長 23番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 そこがやはり——市長の言うのもわかります。除雪をして市民の生活をきちんと守る、それが基本でちゃんと除雪をやっているのですから、もし、こうした場合、ここはだめだよと、とてもこんなところに雪を押しもらったり飛ばしたりしてもらってはできませんよ、そうなれば、申しわけないけれどもちょっとそこは区の皆さん方と相談して、おい、ちょっとここはできませんよと、そのぐらいの強い姿勢でいって、皆さん方が協力して安心して除雪をしてやると、そういう方向にもっていかなければいつになっても、おい、とてもおら家のここは飛ばしてはだめなんて言って——段々私は増えるような気がするのですが、もう一度お願いします。

○議 長 市長。

○市 長 さっき部長が触れましたように、お願いはきちんとしているわけですけれども、また逆の立場で言われれば、では皆さん方が全然排雪をしない、押し込まないところの人たちが、我々も一緒になって負担するからそうだとということになればいいです。ところがそうではないのです。全然関係ない人は、除雪して当たり前ですね。関係している人が例えばいやだと言ってそこが除雪できなかったなんてことになりますと、これはまた個人的に非難もされる部分もありますし、大変な問題が起きるわけでありまして。理屈はよくわかりますけれども、市民の皆さんがみんなそういう気持ちになっていただければそれはありがたいことですが、とても今そういう状況ではございませぬので、やはり冬期間の生活道路の確保、

市民生活の確保という観点に立ちますと、高い安いは別にしてきちんとやるべきことはやらなければならないということで、行政としては臨ませていただいております。

実際、入れてもいやそれは別にいいよという方もいるのです。全くそれを早く戻せということと言わない方もいます。いますが、大半がやはりそういう要求をされるということでありまして、その人たちを別に非難することはできませんので、行政の対応としてこれはひとつご理解いただかないと、ここで幾ら押し問答しても解決にはなりませんので、ご理解をいただきたい。曲げてご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 関連いたします。学校教育課のほうでグラウンド等の雪があるときに、除雪に入るときもありました。けれども、余りやっても意味がないということで今現在それはやめています。今、市長が「曲げて」とは言いましたけれども、昔から雪が降っていますので、その当時から比べれば今はすごくよくなってきていますし、除雪の2次の検証というものが必要だと思います。それをやったとやらなかったことによる検証は、絶対必要だと思いますので、ぜひそういうのをやってからのほうが、「ご理解をいただきたい」という言葉もわかりますけれども、しっかりした対応をとるべきだと私は思っております。

○議 長 市長。

○市 長 おっしゃることは簡単なのです。学校だって今まではやったりしました。やらなくても余り影響がないということであれば、それはやらないでしょう。しかし、私たちが押し出している雪は、ただ単に降った雪ではないのです。もう固まって固くなっている、それを検証しろと言っても、ではその土地を今度は1年間補償をしてやれということになりますよ。ですから、理想としての言葉はわかりますけれども、行政として対応しなければならない、これはもうおわかりでしょう。そのためにでは除雪ができないということになれば、これは本当に除雪できないのですから。

これはひとつそういうことで市民の公平性の観点からも、雪を出すところの人だけ我慢しなさいということにはなりませんので、これはひとつご理解いただかないと、幾らここで議会の皆さん方が議論されても——では、ちゃんと自分の地元に帰ってそういうところの人たちを説得してみてくださいよ。それでよければそれはそれでやりますから。ですから、そういう議論はここでやるべきではないと私は思っておりますけれども、ご理解をいただくための努力というのは、もう建設部は本当に相当の努力をしております。だから、議会の皆さん方からもご理解を賜りたいということでもあります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 21ページの民生費、子ども・妊産婦医療費助成事業ということで若干お伺いします。これは2項目とも市単独事業で本当に努力していただいておりますが、これが減額になった要因をひとつお聞きします。私は上段の子ども医療費については、さらに拡充をという考え方を持っていますので、そういった方向が望めるのか、その辺もあわせてお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 これは子ども医療費も妊産婦医療費助成金も結果としてですから、別に制限したとかそういうことではありません。結局それだけ数が、我々が想定するより少なかったということだと思っております。予防接種のほうはおわかりですよ、そういうことです。ですから、これは今、5歳まで医療費の無料化とかそういうことを今後ではどうするのか。まさに消滅する自治体まであらわれるというショッキングなこともいただいておりますのでそういうところを見ながら、こういう施策でいいのか、もっと別の施策があるのか、これらも考えながらやっていかなければなりません。今ここで、この部分については拡充しますとか、この部分については縮小しますとかという答えは出ませんので、もう少し検討をさせていただきたいということです。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 特に子ども医療費の5歳までというか4歳まで、5歳未満ですね、これについては本当に県下では注目されている部分であります。これについてそれこそ検証していただいて、アピールしていただいて、やはり一番お金のかかるところには手当をすると、そして安心して子育てができるということだと思っております。それを私はやはり拡充をしていくべきではないかという感じを持っています。できれば小学校入学まで、あるいはその後という形で。県の関係での補助事業は、やはり負担金があります。負担金もなかなか大変だというふうな、しょっちゅう医者にかかる大変だという話がありますので、南魚沼市の制度をさらに拡充ということは、年齢を上げていくということになるかと私は考えていますが、その点をひとつもう1回お聞きして検討をお願いしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 子ども・妊産婦医療は、いわゆる子育てあるいは少子化対策に全部包含をされるわけでありまして、この制度を今これ以上縮めようとかそういうことは考えておりませんが、トータル的な中で、ではこれをどんどんと拡充していけば本当に——本当にという言い方は失礼ですけれども——お子さんが例えば増えるとかそういう状況が見えたりということであればそれはやりますけれども、今はまだそういう部分が見えているところではなくて、子育て環境の整備というところでやっているわけです。

今度は女性の数がとにかく少ないという現実も出てきておりますから、ではそこをどうするのかとか、そういうことも含めてトータル的な議論の中でいろいろやってまいりますので、個々の制度について今この部分は拡充しますとか、そういうことがまだ申し上げられないということはひとつご理解いただきたいと思いますと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 25ページの先ほどから出ている機械除雪費にこじつけて1点お願いします。除雪機械のオフシーズンの管理について、みんな野ざらしになっているようなのが非常に目について気になるのです。建設省や何かだときちんと、あるいは業者なども車庫の中に入っ

て管理している。これはやはり直射日光や何かタイヤの劣化だとかあるいは塗装などに非常に悪影響を及ぼして、耐用年数が短くなってしまふということが考えられます。いつも野ざらしになっているオフシーズンの機械は、非常に見るに忍びないのですけれども、もうちょっと機械のオフシーズンの管理体制というものを考えたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 格納できるのが一番だと思っております。それで、除雪ステーションに入る分には格納させていただいておりますし、六日町につきましては屋外ではありますが、美佐島の国道17号の跨線橋の下などに入れさせていただいております。可能な限り、そのような配慮はしていきたいと思っております。今後また野ざらしにならないような方法、場所等を調査し、対応を検討していきたいと思っております。以上です。

○議 長 21番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 ぜひ、そうしていただきたいと思っております。高速道路の下だとか、あるいはブルーシートをかけるだけでも相当やはり違うわけですが、相当数あちこち野ざらしになっているのが非常に目立ちますので、ぜひ、そういう対応をしていただきたい。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 お諮りいたします。第9号報告 専決処分した事件の承認について（平成25年度南魚沼市一般会計補正予算（第6号））は、提出とおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第9号報告は提出とおり承認することに決定しました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は、少し早いですが11時25分に再開いたします。

〔午前11時11分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前11時25分〕

○議 長 日程第10、第45号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長　それでは第45号議案について提案理由をご説明申し上げます。本件は本年、平成26年でございますが、2月10日に発生いたしました国道291号、津久野下新田228番地1地先におきまして、公用車による物損事故が発生いたしまして、それにつきましてこのたび示談が成立の見込みとなりましたことから、地方自治法第96条第1項第12及び13号の規定に基づきまして損害賠償の額を定め、和解することの議決を賜りたいものでございます。

事故の概要でございますが、先ほど申し上げました日付、それから場所で、職員が職務で大和方面に公用車——これは4トンダンプでございました——で走行中、路肩付近に堆雪がありまして、それにスリップしたことによりタイヤがロックしたと申しますか制御不能となりまして歩道に乗り上げ、その後にそこに隣接しておりました「やまちくショップ」さんの駐車場の看板、のぼり旗、それからこれは露出型でございますが消雪用の配管ノズル等に接触、破損してしまったものでございます。幸いなことに人身には全く影響がございませんでした。

それでは議案をご覧ください。1の和解並びに損害賠償の相手方でございます。南魚沼市津久野下新田229番地2の有限会社やまちくの代表取締役山田光昭さんでございます。2の損害賠償の額でございますが、破損させてしまった看板等の賠償でございます。市側の過失が100%でございます。対物賠償63万9,408円としたいものでございます。3の和解の要旨でございますが、今ほど申し上げました賠償額の支払いをもって、以後、本件に関する一切の債権債務がないということを確認するものでございます。

なお、本件の賠償額、それから当然この事故に伴って公用車のほうも破損しております、その額が75万1,401円ほどとなりますが、賠償額ともに市が加入いたします全国自治協会の自動車損害共済で対応させていただきたいものでございます。

こういった交通事故を起こさないように、そして遭わないようにということで、日ごろから安全運転管理者を中心として喚起、それから自己も含めて努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございますが、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。11番・鈴木　一君。

○鈴木　一君　3月議会でも多分こちらが100%悪いという事故があったみたいですが、保険料は保険で賄えるからどうだ、あるいは公用車に乗っていて事故を起こしました、車を修理しました。では、その保険料というものは上がっていくのか。また、事故を起こした者に対しての責任というのはどうなっているのか、ちょっと確認をしたいのです。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　まず、保険料の件ですが、事故の保険料の支払いによって保険料額が上がるということはございません。

それから職員に対する懲戒等の処分でございます。それには額であったり、その事故の故意、過失——今回は当然過失であったわけですが、それによって処分の基本というものを決めておりまして、それこそ口頭注意、訓告、人身が絡みますとそれによっては減給といったような処分がございます。事故については、逐一まずは報告をして、その案件に基づいてそ

の職員に対しての処分の審議がなされるところでございます。以上でございます。

○議 長 11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 本当に口頭で、金額によってということであれば、非常に甘い——今回の処分は、何か雪の上でロックがかかってしまったということであれば、多少なりとも見るところはあるのだろうと思いますけれども、余りにもちょっと緊張感が足りないのではないですかという気がします。保険で全て賄えるのだからということの考えの中でやっているとしたら、非常に甘い考えではないかという気がします。

副市長がよく挨拶について朝礼で言われているようでありますが、全くそういうことが生かされておられません。全く挨拶をしない職員がまだまだいます。そういうものがどういうふうに指示されているのか、甘い考えなのか。その辺が全く私には理解できませんが、どういうふうな指導をしていくのか教えていただきたい。

○議 長 市長。

○市 長 交通事故につきましては、この冬、非常に多発をいたしました。これにつきましてそこでかばうとか申し開きができる問題ではございませんので、厳しく処分をされることはしていくということでありまして、常々職員に対しては、挨拶も含めてきちんとやっているわけでありまして。ただ、それが徹底されていないという部分につきましては、私の指導不足ということでありまして、今後また気をつけながらきちんと徹底できるように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 11番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 議員になる前に、市職員の車を私は追いかけたことがあります。南魚沼市という看板を背負って走っているわけですが、私の前を走っていた車は全く一時停止をしませんでした。その人を捕まえて相当説教をしました。結局、止まる意思がない——全くありません。まだ在職しているかもしれません。やはり市民が目を光らせているわけですから、きちんとその辺は教育をしていただきたい。我々も明日、事故を起こすやもしれませんけれども、公用車に乗っているわけです。その辺の自覚は持っていただきたいと思っています。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 本当に今、11番議員がおっしゃったとおりだと思っています。2月10日は雪もチラチラだったので、前の日もそれほど降っていない雪の中でこういう事故が起きたわけです。先ほども言いましたとおり、以前から国道での事故もあったり、50万円以上が多分議案に上がってくると思うのですが、そういった以下の件数というのは年間何件ぐらいあるのでしょうか。

そして、保険と言いますけれども、保険でもこれは税金ですので、やはりしっかりした対応をとっていただきたいと思っております。

また、私用車や減給とかになるような、事案は議長には報告が上がっているみたいですが、それは私用車の自分の車でもそういうことはあるのかもしれませんが、今ほど言わ

れたとおり公用車で名前が入っていますので、しっかり運転のほうの安全・安心の運転をしなければいけないと思いますが、その辺をお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 そういう議会からのご指摘もごもっともでありますので、改めてまた職員に綱紀粛正これらについて徹底をさせていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、事故の件数でございますが、平成 25 年度、公用車が物件で 37 件、それから私用車で物件 20 件、人身が伴うのが 6 件、計 63 件ございました。平成 24 年度は公用車で物件が 35 件、人身が 1 件ございまして、私用車では物件が 29 件、人身が 10 件、計 75 件。比較といたしましては、平成 25 年度が前年度に比べて 12 件少なくなっております。

あとは市長が申し上げたとおり、事故というのは本人、相手、それから当然市というそれを、交通事故を防ぐ、起こさないという意味で警察ともども連携しているわけでございますので、市長が言われたとおりとにかく遭わない、起こさないを、日ごろから徹底して努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 かなり件数が想像していたより多かったのでちょっとびっくりしております。本当に個人企業でこのように事故を起こしていれば信用問題にかかわるかと思うので、しっかり対応していただきたいと思います。我々が視察に行った坂戸市、我々が姉妹都市を今度結ぶところですがけれども、公用車には全部ドライブレコーダーが搭載されていて、それほどの金額ではなくつけられるということなので、これほどの事故があればそういう対応も必要かと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ドライブレコーダーにつきましては、坂戸市長さんからもお話を伺っております。私どもも前青木警察署長さんとちょっと相談はさせていただきました。ただ、警察のほうでつけろということではできないということです。金額は確かにおっしゃったようにそう大したことではありませんので、それが事故の抑止力につながるという部分が決まれば、これは公用車にはある程度搭載をしていかなければならないという思いではあります。まだ実施をするというふうには決定しているところではございません。

○議 長 12 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 やはりしっかり対応していかなければいけない。来年にはゼロを目指していただきたいと思いますので、しっかりした対応をよろしくお願いして終わります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の説明でちょっとわからない部分というのがありますが、やはり事故だと検証するわけですがけれども、ただロック状態になったとかという話、雪があったためという話ですが、やはりスピードとかあるいは脇見運転とか、何か原因というのがもう少しあ

るのではないか。雪に乗り上げたからロック状態になって、そんなことが我々——私はそういう経験はちょっとないのですけれども、雪の上へ上がってハンドルがきかなくなって壁にぶつかると、そういうものをロック状態と言うのかもわかりませんが、もう少し運転手の状況とかを説明したり、あるいは職員がダンプに乗るということは、ダンプって普通の運転職員なのかその辺がちょっと私はわかりませんが、臨時職員も大勢いるようですが、その辺が明らかになっていません。そして、責任はさっき説明があったのですけれども、どういう処分をしたという説明が、さっき質問に答える中でないのです。懲戒とか訓告とかありますがという話であって、何をしましたということを書いていないのですが、その辺をひとつお聞きします。

それと、先ほど報告事項の中にも本当にあるのですが、同一箇所です。3つの物件がここへあります。どういった状況でこれが起きたのかという、今町新田地内と書いてありますけれども、ちょっと物件が違って申しわけないのですが、諸般の報告事項の中にあります。それから道路整備が穴ぼこがあるためにバンパーをとかという、そういった原因が市に関係する部分というのものもあるようではありますが、その辺もう少し、こういった機会ですので聞いておきたいなと思ってお聞きします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは職員の状況ですが、当然事故ですので警察が入って検証があるわけですので。スピードについては通常以上で飛ばしているという部分のことはございません。

それから職員のそれこそ状況です。例えば前日、仕事で徹夜をしていたとかそういったので非常に疲労がたまっているかどうか。それから精神的にどういった状況であったかというのは確認しております。結果としては、まずはスピードは出ていない。いわゆる交通違反に相当するような運転状況ではなかった。それから、疲れとかそういう状況も本人では特に著しくふだんと違ったものはなかった。それから雪に乗り上げてと私は言っておらず、たまたま堆雪があってそれにタイヤなり車が接触したようだったと。それでバンとはねられたような状況で、ブレーキをかけましたら下が凍っていたのかあれかロック状態になって歩道に上がってしまっ、そのままぶつかってしまったという状況です。

運転手本人も当然そういう状況であればブレーキは踏むしハンドルは切るわけですが、そういう対応をしたけれども実際的に自分でできなかつた。それから職員は正職員でございます。それから4トンまでは普通免許で運転できますので、イベント等がある荷物を運ぶ際には、私どもも必要があれば当然十分注意した中で運転はします。特殊な運転をするわけではございませんので、今回は大和庁舎へその車を返しに向かうという状況でございます。

それから処分でございますが、それについては個々の部分でございますので申し上げませんが、このたびの事案で言えば訓告処分でございます。

それと次の諸般の報告でございますが、これについては通常質疑等はない部分ということ

で、議会は会議規則申し合わせの中であるかと思えます。ただ、せっかくお聞きしましたので、今町の事故につきましては、たまたまどういった形で外れたのか横断側溝のグレーチングが外れてしまいました。そうしたときに、またちょうど通りが多い時間帯だったようです。それに気づいた人がいろいろなことで確認できればよかったです。外れたままのところにとどどと何台か通ってしましまして、それでひっかきがることはないのですが、当然そこでガタンとなったときにタイヤホイールを損傷した事案でございます。何点かありましたので落ちがありましたら指摘していただきたいと思いますが、以上お答えいたします。

○議 長 後段のものについてはそういう事情でありますので、その質問は避けてください。

○岡村雅夫君 国道 291 号ということであればそれなりの車幅もあるわけでありまして、そして自分で走っているところの道路状況も見ているわけでありまして、通常はこういう事故は起きない。それが何の過失も、何もなかったと言いながらもほかの車はそうならないわけでありまして。たまたま悪い雪の状況だったと言われればそれまでですが。私はやはりかなり前方不注意とかそういった形であったと思っておりますので、今後、気をつけていただきたいと思っております。

それで、後段のことには触れるなという話でありますけれども、こういった機会でないとなかなか触れられないで。私が心配しているのは、要するに維持管理の問題です。道路の維持管理等が不備なためにこういう問題が起きてしまう。要するに穴ぼこはすごいですよね。大和庁舎へ向かう農免道路などすごいです。よけて走らなければ走れないという状況はよくあります。

それからまたグレーチングの問題などは、その前に何らかの異常があるわけけれども、たまたま外れたという話ですが、通常そういう構造であるのかどうか。そこらが今後問題になる部分かと思っておりますが、予算等のためにそういうことがおろそかになっていくということのないような計らいが必要かと感じております。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 前段の部分は予測し得ないことが起きてしまったということですので、これはこれとして、後段の部分です。特に冬期間になりますと、いわゆる側溝の部分のグレーチングを故意に外す人もいるわけですね。雪を入れる、そのまま片づけなかったとか、あるいは道路に穴が開いていると、これは本当に多発しております。建設部のほうでは総力を挙げてそういうところもパトロールしているわけですが、とても 100%対応できない。

そこでご承知かと思っておりますけれども、先般、郵便局の皆さん方と協定を結ばせていただいて、郵便配達員の皆さんが道路をしょっちゅう走るわけですので、そういうところをみたらすぐに通報していただくと。我々も発見したり通報があったりすれば、すぐに修繕には向かっているわけですが、なかなか広範囲でありますし、とてもそこを全部 100%管理が行き届いているという状況ではない、これは御理解いただきたいと思っております。けれども、極力そういうことのないようにほかの皆さんの力も借りながら努めているところですので、ご

理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 何人かの方からか質問が出ておりますが、まさに総務部長説明するように、事故は思いもよらないとき、想定できないときに発生する。しかし、発生してからは考えてみれば、それなりのやはり原因はあると私も思っております。

それで、市のほうとすると処分についても今ほど部長のほうから説明をいただきましたが、交通事故については、単なる市の処分の範囲には収まらない道路交通法違反。この案件については安全運転義務違反に私は相当すると思っております。軽微であっても安全運転義務違反、それについては行政処分と刑事処分と両方でこれは処分対象として刑法、また行政処分が出ております。軽微であっても何回か重なると行政処分の対象になる。また、刑事罰の対象になる。これは一言で言えば罰金ですね。

そういうことがあるわけですが、こういった事故発生者、当事者は事故起こしたときの道路交通法に基づく報告等はどういった形がとられておりますか。これも個人情報保護法等の中で場合によればしゃべられない、守らなければならないということあるわけですが、しかし、管理者側のほうには当然今度は報告の義務があるわけで、その辺は道路交通法の処分対象としてはどういった扱いされているか。その点の説明をひとつお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 事故の報告につきましては先ほど申し上げましたが、私用車、公用車にかかわらず所属長、係長以上からの報告で最終的にはその後、副市長、市長まで上がるようになっております。その記載事項の中に道路交通法に係る部分の報告も一緒に上げてもらうようになっております。ただ、確定がそこでない部分もありますので、それについては確定した後にもまた報告をするようにしております。

それで、私どものほうの処分については、道路交通法上の処分によっても対応が違ってくるようになっております。そこにはやはり故意、過失というものもございますし、今ほど申し上げたように常に事故には安全運転義務違反がかかわるものがございますので、その度合いについてもこちらのほうの処分に反映させた中、また事故の当事者についての処遇ですか、処分ということだけではなくて対応についても、それをもとにまた対応させていただくようなやり方をとっております。以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 45 号議案 公用車事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 46 号議案 工事請負契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 46 号議案について提案理由をご説明申し上げます。本案は平成 26 年 4 月 24 日制限付き一般競争入札に付しました南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築——建築工事でございますが——につきまして議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得に関する条例第 2 条に規定します予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事請負契約でございますので、契約の締結に際して同意議決を賜りたいものでございます。

議案 1 ページをご覧くださいと存じます。1 の契約名称でございますが、工事番号が養魚改第 1 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事でございます。2 の契約方法は、制限付き一般競争入札。3 の契約金額は、8 億 460 万円でございます。契約の相手方でございます。桐生・井口・山崎特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、3 ページから 6 ページまでが建設工事請負仮契約書の写しでございます。ご覧になっていただきたいと存じます。

7 ページをご覧くださいと思います。今回の入札調書でございます。入札参加は 4 企業体ございまして、税抜き 7 億 4,500 万円が契約の相手方、桐生・井口・山崎特定共同企業体が落札いたしました。落札率は 91%でございます。

次の 8 ページをご覧ください。工事概要を記載してございます。1 から 8 までということでございますが、3 から 6 に施設の構造、規模のほか建築・延床面積、入所定員数が記入されております。8 には工事概要ということで居室の 70 室になりますが、初めとします本工事で施工する施設内容及び数量等が記載されております。

皆さん既に議案のほうをご覧になっておられますので、説明は割愛させていただきますが、次の 9 ページから 15 ページに今回建築いたします配置図、それから案内図、地下 1 階それと屋上階の各平面図及び A、B、C というふうに各棟を分けてあるわけですが、その各棟を方位別の立面図で示したものを添付してございます。あわせてご覧いただきたいと存じます。

以上簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議いただきご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。なお、質疑に当たっては当該議案についての賛否を問うものでありますので、会議規則第 55 条第 3 項の規定によって、質疑に当たっては自己の意見

を述べることができませんので、よろしくお願いをしたいと思います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点、工事概要についてお聞きをしたいと思います。以前説明もあったのかもしれませんが、今回改築に当たりまして居室のところですけども、一人部屋ということで特養と違ってこういう施設はむしろ一人部屋のほうがよろしいのかもしれませんが。特養のほうは料金的なこともあって、今一人部屋を推薦していますけれども、複数部屋もいいのではないかという話もあります。そういう中で一人部屋にしましたけれども、従来の形は多分二人部屋もあったと思うのですが、その利用状況、使用状況も把握していない中ですけども、これを全部一人部屋とした経緯といたしますか、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまのご質問ですけども、養護老人ホームにつきましては、老人福祉法に基準が定められております。その15条で施設の基準につきましては、県の条例によるということがあります。新潟県の養護老人ホーム設備及び運営に関する基準を定めるといふ条例、この中に基本的には一人部屋とするという基準があります。ただし、夫婦で入居される方、これを一人部屋にするということはいかがかなということもありますので、その中に4部屋、結局は境を取っ払うと二人部屋が2部屋できるという構造になっておりますので、そういう基準に基づいて設計しております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 議案は建築だけについてでありますけれども、この後2つ出る部分、建築、電気、設備、この3つ議案をあわせて12億7,000万円の契約でありますけれども、その財源の内訳等をお聞かせ願いたい。

もう1点は契約日が4月24日であります。完成期限が平成28年3月31日となっておりますけれども、市民病院の建設のときにも議論がありました。要は年が明けてから4月1日以降についての人件費であったり、材料費だったというそういう値上がり部分について今後上がるだろうという説明もあったわけですけども、魚沼荘についてはこの金額で契約をした場合について、以後、増額ということでのそういう契約はないものだと思っておりますけれども、この2つについてお伺いします。

○議 長 福祉課長。

○福祉課長 それでは1点目の財源についてご説明を申し上げます。財源のほうは、県の補助事業を使いまして1床当たり324万円です。それが70床ということで2億2,680万円。そのほかに湯沢町から9.07%の割合で負担をいただく予定になっております。あと、また特例債のほうも有効利用というところで、こちらについても対象になる部分の95%を見込んでいくということがございます。残りにつきましては一般財源のほうの対応ということで財源内訳を考えております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 完成期限が平成28年3月31日というご質問でございますが、ご案内の

ようにこの建物につきましては、現在の建物のほぼ同じ位置につくるというスクラップアンドビルドという方式をとっておりますので、どうしても単年度で完成する工事ではありません。最終的には平成27年の12月に建物は完成すると。その後は年度内に既存の建物を最終的には解体ということになるのですけれども、そういう関係で2年にわたる契約になります。ただ、契約金額につきましては、基本的な設計変更ですとか増改築といいますか改造を除いて、基本的には現契約金額で行けるものと考えております。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 構造を見ますと住居部分がRCでありますよね。玄関部分が鉄骨構造と構造が2種類ということですので、耐用年数等を考えていったときに、40年間ぐらいは多分この施設はそのまま使えるでありましようけれども、その後、大幅な改築云々とか、あるいは新築という部分になった場合について、県の補助から2億6,000万円ぐらいですか補助が来ているとすると、例えば移転になったりする場合を考えた場合にこういう補助金というのは、構造が2種類あるという部分についてはどうなのかという部分を心配しているわけです。

多分、RC構造であればコンクリート構造物は20年たつと大体割れて水漏れもするという事で、大規模修繕も必要になってくる。そのとき非常に傷みがあるとする例えば40年持つのであろうかとなったときに、これは建て直しだとなった場合が出てくるのではないかと思いますけれども、そういうような懸念はないのか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 おっしゃることもわかりますし、建物の構造、それから今後の使い方等によりましてはいろいろなことが想定されるわけですが、基本的には現在の建物も昭和五十一、二年に大規模改修しまして約40年近くもっているわけです。そういうことを考えるとほぼ40年以上はもつだろうと考えております。

それから、RCと鉄骨の使い分けですが、これを3つに分けたのはフレキシブルな構造にすることによって耐震構造を容易にするということと、結局管理棟部分、鉄骨の部分につきましては、RCそれから重量鉄鋼等使わないことによって空間部分を有効活用できると。あと工事が簡易でできるよなということでこういう構造にしたわけです。基本的なそういう部分につきましては、また今後検討が必要になってくると思いますので、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 1点お願いしたいのですが、ここへ工事概要の14番の雪対策というところで井水の利用による消雪設備ということが出ています。これについて10年ぐらい前に市の公共の建物については地下水を使わないのだというお話があったと思うのですが、かなり時間もたった中でいろいろな方向性が出ていると思うのです。ここら辺どういった方向になっているのかちょっと説明願います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 井戸につきましては、ご存じのとおり旧六日町市街地の地盤沈下区域、それを取り巻く周辺区域がありますので、こちらのほうにつきましては公共施設について極力地下水を利用しない。今までの方針どおりと考えています。そのかわりそのほかの地域につきましては、地下水については有効ですし豊富なところもありますので、その地域の状況を考えながら使うべきものは使っていくという方針にしていきたいと考えています。以上です。

○議 長 25番・樋口和人君。

○樋口和人君 そういった方向でよろしいと思います。それでただ、その辺の基準といいますか市の考え方を、またきちんとした形で整理をして伝えるべきところには伝えていくということで、ぜひお願いしたいと思います。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干かぶりますけれども、市民病院のときには、労務費あるいは資材単価が高騰ということで大体計画の3割アップは、という話を答弁いただいた経過がございますが、今回の結果はどういう状況かひとつお聞きいたします。継続費等を考えると11億2,660万円というのが多分計画に乗っているかと思うのですが、その辺からひとつ推してお願いします。

もう1点、A棟、C棟については耐雪構造という形ですが、私も防水等には心配をするものです。ちょっと構造的な問題もあったと思うのですが、私は屋根をかけるのが一番安全だと――要するに防水についてですよ。そして、落雪したものを片づけるというほうが、井戸を使う、使わないはともかくとしても、そういったのが一番いいのかなと。そして、修繕については屋根のふきがえができるということで、非常に近年屋根をかける大型建築というのが、多分かいま見るところだと私は思っていたのです。ですが、3メートルの耐雪構造と、そしてこれをオーバーすることはないと考えて、要するに雪処理は上げてそこで自然に消えるのを待つという考え方なのか。その辺、なぜそこに落ち着いたかをひとつお聞きしたいと思います。

こうしたプランができると、自然落雪なんてできるわけがないではないかという話になるわけですが、大分遊休地があったわけでありますので、どうしてもH型構造でなくL型構造ということも、あるいはコの字型構造ということも考えられたかと思うのですが、その辺のいきさつをひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 魚沼荘所長。

○魚沼荘所長 まず第1点目の経費の工事費のことですけれども、ちょうど実施設計のころは単価が非常に上がっていたということで、基本的には最初の想定、基本設計の想定額は11億9,000万円ほどでスタートしております。それから、ことしの4月のこの辺の実勢価格や全国の価格を調査した中で最新の価格を一応想定しまして、18%ぐらい想定額から上がった単価で一応予算上は組んでおります。その中で今回こういう入札で落札していただいた結果であります。

次にA棟とC棟が耐雪3メートルというところに落ち着いたということですが、基本的には鉄筋コンクリートということで、ここは入居者が入る部分であります。ですので、耐震並びに耐雪にかなり気を使いました。それから雪びについては、ワイヤーで前の雪びを落とそうという計画もしております。ですので、これ以上の場合はどうするかという話もありますけれども、想定を超えれば当然除雪ということも考えるところもあるわけですが、まず、この実施設計どおりで実施したいということでスタートしております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市長に1点お聞きしておきますが、今ほど私も総額を計算してみて12億7,000万円——要するに11億3,000万円弱が12億7,000万円。市民病院ほどではないというふうに私は捉えました。市民病院のときは、市長が3割アップはもうしょうがないという話だったかと思うのですが、さらに市民病院の場合は10億円を控えた、工事を控えた、発注を控えたということであったのですが、それらの経験を見て今回をどういうふうに考えているかひとつお聞きいたします。

それから、耐雪構造とかプランの問題で、我々はこちらに来るまでなかなか内容というのがわからないで、ここで何を言ってもどうしようもないのですけれども、やはり過去の例からして私がすごいなと思ったのは、大巻中学校のRCでも屋根つきだというあたり、大巻中はそうになっていますよね。そういったやはり工法というのも1つの考え方ではないかと、私は維持管理のことを考えるとそんな気がしています。それは土地もそれなりに必要だということも十分わかっていますが、RCのネックは防水でございます。やはり、コンペの段階と申しますか、その条件などが我々に設計を示した段階でも、市としてどういう考え方を持っているかというあたりは、やはりそこから教えていただかないと、この段についてこれではだめではないかという話ができるわけではないので、今後のプランというか企画の段階からというのもひとつの執行部としての責務があるのかなという感じがしますが、お伺いしておきます。

○議 長 市長。

○市 長 市民病院につきましては、ああいう状況の中で——これはまだ確定をしているわけではありませんけれども、当時ある程度の見積もりをしていただいた中では3割以上のアップだろうということで、これはこれから精査をいたします。今回は18%ぐらいですか。ですから、ありがたかったと思っておりますが、基本的に病院の建築というのは特殊な部分が相当ございまして、それらを考えますとやはり18%、20%ぐらいの値上がりということは、今の時勢を反映したものだろうとは思っております。けれども、特にこのことについて病院と大きな違いが金額的にあるではないかということについて、余り思いを致したことはございません。

それから、こういう大きな施設も含めて、全体の皆さん方にこうだ、ああだという説明は確かにしていないかも知れませんが、委員会ではこういう形でとかという部分は、確かや

っているのです。前にもそうだったのですけれども、委員会には示して、そしてこういう形で整備しますということをやっているわけです。それを特別にまた本会議を開いて説明しろということになれば、それはまた議会のほうのお求めであればやりますけれども、我々はやはりそれぞれ委員会の中でご議論いただくということで今まではやってまいりましたし、これからもそうあっていただきたいと思っておりますので、その辺も申し添えます。

そして、防水の件については本当に今までのコンクリート分は、非常に漏水ということがネックでありました。しかし、今や相当技術革新も出ておりますので、私は今現在これから建築する部分について、それは手抜きや瑕疵があれば別ですけれども、一般的にきちんとした施工をしていけば、まずはそのことで耐用年数以前に大変な問題になるということはありません。岡村さんは技術屋ですからよくおわかりでしょうけれども、そんな思いであります。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 建築資材等、労務費等の問題でというこれは、今、日本全国でそういうふうに言われておまして、国の指示が出ているという言い方をされる方もいるようであります。交付金等の関係もそういった形で上乘せ等が考えられるのかどうか、今後の推移を見守るべきではないかと感じております。

もう1点はコンペの問題ですが、要するにどういうものをつくりたいという、それは委員会でなくても別に問題はないと思っておりますので、こうあるべき姿、あるべき工法はひとつ極力開示をしていったほうがいいのではないかと感じております。繰り返しますけれども、建築は水漏れが、雨漏りが命です。それをいかに修復、修繕できるかというそういった工法は、追求すべきではないかと思っております。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 コンペという部分につきましては、これは当然我々が、部屋が何室で、これだけの土地があつて、そしてこういう障害もあつて、この中で一番いい方法を考えてくださいということですから、議会の皆さんにコンペの前にこういうのをつくりたいのだ、ああいうのをつくりたいのだという——それは居室が70とかそういうのは出ますけれども——全く出てこないわけです。選定委員の中で、これは8社だか何かあったのですね、その中から選んでいただくわけです。それ以前に形としてこういうものをというものを皆さん方にお示しをすることは——我々だってわからないわけですから。でするのでそれは無理ですけれども、形として出てきてなれば、それは当然委員会のほうにご報告申し上げながらやっていくという意味でございますので、よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 46 号議案 工事請負契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は 1 時 20 分といたします。

〔午後 12 時 15 分〕

○議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

〔午後 1 時 17 分〕

○議 長 日程第 12、第 47 号議案 工事請負契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 47 号議案について提案理由を説明申し上げます。内容に入る前に添付した資料に 1 字落丁がございましたので、大変恐縮でございますが、訂正を、1 字加えるのをお願いしたいと思います。一番最後のページ、8 ページでございます。工事概要でございますが、3 の構造規模、A、B、C 棟、鉄筋コンクリート造地下 1 階の「地」が抜けておりますので加えていただきたいと思っております。大変恐縮でございますがよろしくお願いいたします。

それでは提案理由についてご説明申し上げます。本案は前議案の建築工事と同日 4 月 24 日に入札に付したものでございます。本案についても予定価格は 1 億 5,000 万円以上でございますので、今回契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧くださいと思います。契約の名称でございます。工事番号が養魚改第 2 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築の電気設備工事でございます。契約の方法は制限付き一般競争入札で、3 の契約金額は、1 億 7,982 万円でございます。4 の契約相手方は小島・吉田・陽光特定共同企業体でございまして、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきますと、3 ページから 6 ページまでが今回の工事請負の仮契約書の写しでございます。7 ページをご覧ください。入札調書でございます。入札参加は記載の 4 企業体でありまして、税抜きで 1 億 6,650 万円で、契約の相手方の企業体が落札したものでございます。落札率は 96.13%でございます。最後のページ 8 ページに工事概要を記してございます。8 に今回の工事で施工する電気設備を 11 までで記載してございますので、ご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 47 号議案 工事請負契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 48 号議案 工事請負契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは 48 号議案について提案理由をご説明申し上げます。この件についてもまことに恐縮でございます。先ほどの議案と同じく 8 ページになりますが、工事概要の 3 番に地下 1 階の「地」の字が落丁しております。恐れいりますがつけ加えをお願いいたします。

それでは内容についてご説明申し上げます。本案も前 2 議案と同日 4 月 24 日に競争入札に付したものでございます。機械設備工事でございます。1 億 5,000 万円を予定価格で超えておりますので契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧いただきたいと存じます。契約の名称でございます。工事番号が養魚改第 3 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械整備）工事でございます。契約の方法は制限付き一般競争入札で契約の金額は 2 億 8,782 万円でございます。契約の相手方はサドヤ・創和特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして 3 ページから 6 ページが今回の工事請負の仮契約書の写しでございます。7 ページが入札調書でございます。入札参加は記載の 5 つの企業体でございます。税抜きが 2 億 6,650 万円。契約の相手方の企業体が落札したところでございます。落札率といたしましては、98.32%でございます。

最後のページ 8 ページが工事概要でございます。7 までは前 2 議案と同じ形態でございます。8 に今回施工いたします機械設備と設備各種について井戸工事を含めて記載がご

ございます。ご覧になっていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 最後に聞きたいことが1つありまして、今回の入札率ですが、建築が90.99%、要するに91%の報告がありました。電気設備が96.13%、機械設備が98.32%とこのこととありますが、前回市民病院のときには99.9%というのもありました。そういった中で客観的に言わせていただければ、建築工事についてはこういった諸般の事情の中で競争原理が働いたなというふうに私は感じていますが、この結果についていかがお考えかお聞きしておきたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 落札率の高い低いは別にいたしまして、常に競争原理が働いて入札執行しているということとありますので、特段のここが高かった、あるいはあそこが低かったとそういう感想を特に持っておりません。きちんと入札制度といいますかこのことは機能していると私は実感しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第48号議案 工事請負契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第14、第49号議案 工事請負契約の締結について（消防救急無線デジタル化事業（本体工事））を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第49号議案について提案理由をご説明申し上げます。本案は平成26年5月19日、今月でございます。指名競争入札に付しました消防救急無線デジタル化事業（本体工事）でございますが、につきまして前3議案と同様1億5,000万円の予定価格を超えておりますので、契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

それでは議案の1ページをご覧いただきたいと思います。契約の名称でございますが、

消防救急無線デジタル化事業（本体工事）でございます。契約の方法は先ほど申し上げたとおり指名競争入札でございます。契約の金額は6億3,504万円でございます。契約の相手方は長岡市に本社が所在しております藤島無線工業株式会社でございます。代表者は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして3ページから5ページまでが建設工事の請負の仮契約書でございます。6ページに入札調書を添付しておいております。ご覧ください。5社を指名したところでございますが、記載のとおり入札参加は2社ございました。結果、藤島無線工業株式会社が税抜き5億8,800万円で落札したところでございます。落札率は94.53%でございます。隣の7ページには藤島無線工業株式会社の会社概要を添付しております。3に総売上高、それから4にはこれまでの主要な受注実績も記載がございますので、ご覧いただきたいと存じます。

8ページ、9ページをご覧ください。このたびの工事概要でございます。3の工事等の概要の中に基地局それから通信所、サイレン吹鳴、移動局など施設ごとに装置、機器等の整備内容、数量等を記載しております。それから次の10ページには、今回この工事で整備する装置等の図、それからそれが何をやるかという簡単な説明を一覧表にしております。次の11ページには、今回整備いたします無線の各局のネットワーク概要等を記したものを添付しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

それからこの無線のデジタル化事業（本体工事）に関連いたしまして、消防救急無線デジタル化事業大峰山基地局土木工事というものを発注しております。大峰山の基地局までの光回線の敷設に係る配管埋設を行うものでございまして、4月24日に制限付き一般競争入札に付しまして、湯沢町さんの株式会社森下組さんが落札いたしました。請負額は3,348万円ございました。光回線そのものの敷設はこのたびの本体工事に含まれているものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1つお聞かせ願いたいのですけれども、最後の図面の中で可搬型移動局無線装置というのが3か所設置であります。可搬型でありますので、自動車積載にして移動可能という部分で設置をするのか、あるいは部屋の中に閉じ込めておいて何かの場合は手でもって持ち出してやるというようなものか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 消防長。

○消防長 可搬型の移動局でございますが、使い方は、基地局が大峰山、消防本部、大和分署にあるわけですけれども、山岳遭難救助事案等が発生した場合にどうしても基地局と移動局では通信回線が途絶えることがありますので、今、議員おっしゃった装置を一定のところまで持って行きまして、基地局のかわりに移動局と通信をするというものでございます。移動できる基地局というような考えをしていただければと思っております。以上

でございます。(何事か言う者あり)

背負い式になっておりますので、隊員が持って移動できます。

○議 長 26番・若井達男君。

○若井達男君 1点お伺いします。今ほどこれで4件の請負工事契約書が出てきているわけですが、それぞれの金額によって印紙税法に基づいた中に印紙が貼付されております。この負担はどのようになっておるか。4件あわせて44万円ぐらいになっていると思いますが、この負担はどのようになっているかひとつお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 印紙の費用負担については契約の相手方の負担でございます。以上でございます。

〔「ありがとうございます」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 これまでデジタル化が進むことで、現在使われているシステムが全く使われなくなると思うのですけれども、それをどこか再利用してもらえようなどころがあって、買い取ってもらったりするようなことがあれば、多少財政にプラスになるのではないかと思うのですが、その可能性はあるのでしょうか。

○議 長 消防長。

○消防長 現在使っておりますアナログ無線機につきましては、信越総合通信局の免許を得て使っております。これが平成28年6月1日以降は免許を返納することになります。基本的にはアナログ無線はもう6月1日以降は使えないということでございますので、機器については廃棄処分をするという形になります。以上でございます。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 こういうデジタル無線化という1つの特殊な設備というかそういう入札だと思いますが、昨年12月議会、11月の臨時議会でもやはり特殊な、あの当時はスキー場の圧雪車だったと思うのです。ですから、特殊な案件の中で行われている入札を、先ほどの市長の言葉を借りれば入札原理をどこまで生かせるかといったときに、辞退という業者が3社もいるということです。ですから、今後そういう特殊な、なかなかこの辺に受け手がないようなそういう案件に対して、やはり辞退というのは、私はまずいなと思っています。極力入札ができて、それで結果やるような方向、その点を検討していただいているのかどうか、その辺を質問したいのですが。

○議 長 市長。

○市長 我々も辞退ということを想定は全くしておりませんので、ただ、今回も、前回も確か病院とかでいろいろあったのですけれども、非常にもう自分の会社の工事の受注量が多すぎて入札する意思すらないと、その手間暇もいやだということであったようでありまして、いかんともしがたいということでもあります。特殊な部分だから辞退したということではないのです。これだけの部分ありますので。今後、そういうことのないように

またお願いはしていきますけれども、100%辞退をしないということについて、我々が明言できません。ただ、理由もなく辞退したということについては、当然ペナルティを我々は課していきますので、次は指名しないとかそれはありますから、そういう形で対応してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 では、今回の場合も辞退ということになると、ペナルティを課したのでしょうか。今回はどうでしたか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今回の場合はあらかじめといいますか当日ではございますが、こういった事由で辞退をさせていただきますということで、こちらに届けがございましたので、ペナルティ対象とはしておりません。以上でございます。

○議 長 3番・田村眞一君。

○田村眞一君 今回は、ではそういう正当な理由ということであったわけですね。わかりました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第49号議案 工事請負契約の締結について（消防救急無線デジタル化事業（本体工事））は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上を持ちまして本日の日程は全部終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

平成26年第1回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

〔午後1時38分〕